

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日となる)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更(市町村振興課)

町の区域の新設等(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

公有水面の埋立ての免許(漁港課)

◇ 公 告 平成十一年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会総務課)

平成十一年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)の実施(〃)

◇ 關 達 公 告 公募型指名競争入札の実施(管理課)

平成十一年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第四百八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業(第二十六工区)の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成十年九月二十九日現在の地番による。)
若葉台北六丁目	若葉台北六丁目の全域
紙子谷字門上谷	紙子谷字門上谷二四の五、一二六の一の一部、一二七の五から一二七の七まで、一二七の一〇、一二八の二二の一部、一二八の二八から一二八の三一まで
生山字長谷	生山字長谷五九四の三二、五九四の四七の一部、五九四の四八
生山字捨樋谷	生山字捨樋谷五九五の一、五九五の二、五九五の五から五九五の七まで、五九五の一二、五九五の一五から五九五の一八まで
生山字松ヶ谷	生山字松ヶ谷五九六の一の一部、五九六の二から五九六の一五まで
紙子谷字門上谷	紙子谷字門上谷のうち一二四の五、一二六の一の一部、一二七の五から一二七の七まで、一二七の一〇、一二八の二二の一部、一二八の二八から一二八の三一まで以外の区域
生山字長谷	生山字長谷のうち五九四の三二、五九四の四七の一部、五九四の四八以外の区域
生山字捨樋谷	生山字捨樋谷のうち五九五の一、五九五の二、五九五の五から五九五の七まで、五九五の一二、五九五の一五から五九五の一八まで以外の区域
生山字松ヶ谷	生山字松ヶ谷のうち五九六の一の一部、五九六の二から五九六の一五まで以外の区域

鳥取県告示第四百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による地域振興整備公団が行う鳥取新都市土地区画整理事業（第二十七工区）の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

<p>新たに画する町 の名称</p>	<p>同上の区域（平成十年九月二十九日現在の地番による。）</p>
<p>若葉台北五丁目</p>	<p>生山字新前田三七三の一、三七五の二、三八〇の二、三八一の二から三八一の四まで、三八二の二、三八三の二、三八五の二から三八五の三まで、三八六の二から三八六の三まで、七三二の一の一部、七三二の二の一部、七三三の四、七三四から七三九まで、七三九の一、七四〇、七四一及びこれらと一体をなす国有地 生山字大堤の全域 生山字長谷三八九の一、三八九の二、五九四の七、五九四の一、五九四の二、五九四の二五から五九四の二七まで、五九四の三〇、五九四の三三、五九四の三五、五九四の三八及びこれらと一体をなす国有地 生山字砥石場の全域 生山字水堤の全域 生山字大池平の全域 生山字大休の全域 生山字蝦谷五六二の四</p>

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>生山字堀覆平の全域 生山字捨樋谷の全域 生山字松ヶ谷五九六の二、五九六の九、五九六の一の一部、五九六の一六、五九七の三から五九七の五まで、五九七の九</p>
<p>生山字新前田</p>	<p>同上の区域（平成十年九月二十九日現在の地番による。） 生山字新前田のうち三七三の一、三七五の二、三八〇の二、三八一の二から三八一の四まで、三八二の二、三八三の二、三八五の二から三八五の三まで、三八六の二から三八六の三まで、七三二の一の一部、七三二の二の一部、七三三の四、七三四から七三九まで、七三九の一、七四〇、七四一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>生山字長谷</p>	<p>生山字長谷のうち三八九の一、三八九の二、五九四の七、五九四の一、五九四の二、五九四の二五から五九四の二七まで、五九四の三〇、五九四の三三、五九四の三五、五九四の三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>生山字蝦谷</p>	<p>生山字蝦谷のうち五六二の四以外の区域</p>
<p>生山字松ヶ谷</p>	<p>生山字松ヶ谷のうち五九六の二、五九六の九、五九六の一の一部、五九六の一六、五九七の三から五九七の五まで、五九七の九以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>生山字大堤、生山字砥石場、生山字水堤、生山字大池平、生山字大休、生山字堀覆平、生山字捨樋谷</p>

鳥取県告示第四百八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片山善博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人中島整形外科医院	鳥取市新九三―五	平成十一年七月一日
宮崎内科医院	鳥取市吉成二丁目一四―三三	〃
医療法人社団藤井外科医院	米子市奥谷一―五七	〃
医療法人仁厚会倉吉記念病院	倉吉市山根四三	〃
池淵医院	境港市栄町八八	〃
医療法人社団阿曾皮膚科クリニック	境港市上道町三三二―八一	〃
鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡郡家町大字郡家四〇	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五	〃
太田原医院	気高郡気高町大字宝木八二七―五	〃
キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡名和町大字富長七五五―五	〃
鳥取県米子保健所根雨支所	日野郡日野町根雨七一―一	〃
医療法人社団松田医院	日野郡日野町根雨二二―九	〃
国立療養所西鳥取病院	鳥取市三津八七六	〃
国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町新通り三丁目三〇―一	〃
国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田六九〇	〃
岡山大学医学部附属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七	〃

医療法人米沢歯科医院	鳥取市大槻町二二―一	〃
医療法人社団中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三	〃
宮崎歯科医院	鳥取市吉成二丁目一四―三一	〃
医療法人社団彦歯科医院	米子市東福原六丁目三一―四三	〃
富谷歯科医院	倉吉市河原町一九〇―四	〃
荻原歯科医院	八頭郡河原町大字長瀬四三―三	〃
大嶋歯科医院	鳥取市杉崎五九九―一	平成十一年七月二日
中村歯科医院	倉吉市東岩倉二二五―五	〃
大淀会内科・歯科診療所	西伯郡淀江町大字佐陀二二六―九	平成十一年七月五日
おくだクリニック	岩美郡岩美町大谷二二七―三三	平成十一年七月六日
鳥取県東部歯科医師会	鳥取市富安二丁目八四	平成十一年七月七日
休日急患歯科診療所	八頭郡郡家町大字稲荷二二―一二	平成十一年七月十日
上賀茂診療所	鳥取市西品治八一三―一二	平成十一年七月一日
ひまわり薬局大森店	米子市中島三九一―一	〃
薬局レセータ	倉吉市山根五三二―一四	〃
有限会社加藤調剤薬局	倉吉市東巖城町五六	〃
ひかり調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷三三七―三五	〃
有限会社いわみ調剤薬局	米子市車尾二二九四―一	〃
よなご薬局	西伯郡岸本町吉長五八―一	〃
あすか薬局	鳥取市湖山町東五丁目五〇―四―二〇	平成十一年七月二日
有限会社こやま薬局東支店		

鳥取県告示第四百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）

号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井上 英明	鳥葉一一四四	平成十一年六月七日
森 道成	鳥葉一一四五	平成十一年七月八日

鳥取県告示第四百八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類は、平成十一年九月十三日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 申請のあった年月日
平成十一年七月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人参加型まちづくりセンターガイナボックス
- 三 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
蘆川 英顕
- 四 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取県米子市靴町二丁目三一
五 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は広く地域社会に対して、参加型まちづくりに関する様々な事業及び非営利活動団体の活動支援に関する事業を行い、市民参加の創造と活力にあふれた地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第四百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
日野町	土地改良総合整備事業(一般)三栗地区区画整理	平成八年三月二十九日

鳥取県告示第四百八十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十一年七月二十三日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 免許の日
平成十一年七月十五日
- 二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

羽合町

羽合町長 井上直直

東伯郡羽合町大字久留一九一

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二の浜屋敷五八四一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを結ぶ秋分の日の満潮位(D・Lプラス〇・三五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷二一四に所在する赤坂三等三角点(北

緯三五度三〇分一六秒〇二八、東経一三三度五四分一三秒六二七)から

二七三度一分二〇秒、二二七八・九八メートルの地点

2の地点 1の地点から七度一五分三二秒、二二七・四三メートルの地点

3の地点 2の地点から八三度一五分二六秒、一三・三〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八七度一五分三二秒、八九・九〇メートルの地点

5の地点 4の地点から九七度一五分三五秒、一五・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から一七三度一五分二九秒、一一九・二八メートルの地点

(三) 面積

六、七四七・七七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二の浜屋敷五八四一及びその地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷二一四に所在する赤坂三等三角点(北

緯三五度三〇分一六秒〇二八、東経一三三度五四分一三秒六二七)から

二六六度四五分四一秒、一二八七・二五メートルの地点

2の地点 1の地点から六度二七分一九秒、二四四・五六メートルの地点

3の地点 2の地点から八三度〇三分三三秒、一二四・三三メートルの地点

4の地点 3の地点から一八四度四七分四二秒、二四二・四二メートルの地点

(三) 面積

三〇、四〇三・六四平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成11年 7月23日

鳥取県人事委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成11年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
一般事務	5名
学校事務	2名
警察事務	2名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職
 一般事務にあっては知事の事務部局等に、学校事務にあっては市町村立小・中学校又は県立学校に、警察事務にあっては、警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職。

4 給与
 この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額141,700円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格
 受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和53年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者
学校事務	
警察事務	昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者

6 第一次試験

- (1) 試験種目
 教養試験(多肢選択式)及び適性試験(多肢選択式)
 - (2) 試験の期日
 平成11年9月26日(日)
 - (3) 試験の場所
 鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112
 鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1
- 7 第二次試験
- (1) 試験種目
 作文試験、面接試験(個別面接)、適性検査及び健康診断

(2) 試験の期日
 平成11年11月4日(木)(予定)

(3) 試験の場所
 鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271 ほか

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者
 平成11年10月8日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。
 なお、合格者には書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者
 平成11年11月17日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。
 なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。
 なお、採用は、平成12年4月1日の予定である。

10 受験手続

- (1) 受験申込書の交付
 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。
- (2) 受験の申込み
 受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。
 なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。
- (3) 受付期間及び受付時間

<p>7 受付期間 平成11年8月16日(月)から同年9月1日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。) なお、郵送による申込みは、平成11年9月1日(水)までの消印のあるものに限って受け付ける。</p> <p>イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>11 その他 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。 (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったうえで先明記の返信用封筒を必ず同封すること。 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。</p>	<p>3 対象となる職 警察署等に勤務する公安職給料表1級の係員(巡査)の職</p> <p>4 給与 この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額160,000円のほか諸手当が支給される。</p> <p>5 受験資格 昭和47年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた男性とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。</p> <p>6 第一次試験 (1) 試験種目 教養試験(多肢選択式)</p> <p>(2) 試験の期日 平成11年9月19日(日)</p> <p>(3) 試験の場所 鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220</p>
<p>職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。</p> <p>平成11年7月23日 鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎</p> <p>1 試験の名称 平成11年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)</p> <p>2 採用予定者数 3名</p> <p>(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。</p>	<p>7 第二次試験 (1) 試験種目 作文試験、面接試験(個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査 なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 試験の期日 平成11年10月25日(月)及び26日(火)(予定)</p> <p>(3) 試験の場所 鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271 ほか</p> <p>8 合格者の発表 (1) 第一次試験合格者</p>

平成11年10月8日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても併せて通知する。

(2) 最終合格者

平成11年11月17日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、第二次試験の受験者全員に、結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、鳥取県警察本部長からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成12年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所並びに鳥取県警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成11年8月16日(月)から同年9月1日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成11年9月1日(水)までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったうえで先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

〔身体検査の項目及び基準一覧表〕

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 鳥取県警察学校生徒寮他新築工事 (建築)

(2) 工事場所 鳥取市伏野

(3) 工事内容

ア 本件工事は、現警察学校敷地内に寮室87室の生徒寮の建築を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 本館 鉄筋コンクリート造4階建

建築面積 806.27㎡

延べ床面積 2,269.46㎡

イ 渡り廊下 木造平屋建

建築面積 71.00㎡

延べ床面積 71.00㎡

(5) 工期 平成11年9月から平成13年1月20日まで

(6) 予定価格 396,600,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業 (建築一式工事) の許可を受けていること。

(4) 平成10年7月鳥取県告示第492号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係る者を有すること。

(5) 建設業法27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における建築一式の総合評点が900点以上であること。

(6) 平成11年7月23日 (金) から同年8月4日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(7) 平成11年4月1日 (木) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っているものを除く。) でないこと。

(8) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(9) 平成2年度以降に工事が完成し引き渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、一棟の延べ床面積が1,000㎡以上のものの建築工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(10) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置すること。

ア 平成2年度以降に一棟の延べ床面積が500㎡以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の工事に従事した経験を有する者であること。

<p>イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第一項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施工令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成11年7月23日（金）から同年8月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所 (1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p>	<p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者としてすることがある。</p>
---	--